

受刑者の外部交通に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

被収容者の外部交通に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 面会（第3条―第6条）
- 第3章 信書の発受（第7条・第8条）
- 第4章 電話による通信（第9条―第15条）
- 第5章 補則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、被収容者の外部交通の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 面会

（面会を許さない場合の告知）

第3条 刑事施設の長は、被収容者に対する面会の申出があった場合において、法の規定により面会を許さないときは、被収容者に対し、その旨を告知するものとする。

（面会の一時停止等）

第4条 刑事施設の職員は、法の規定により面会を一時停止させることができる場合において、被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるときは、受刑者又は面会の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 刑事施設の職員は、法の規定により面会を一時停止させる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 被収容者及び面会の相手方に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
- (2) 被収容者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
- (3) 被収容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じること。

3 刑事施設の職員は、法の規定により面会を一時停止させる場合には、速やかに、その旨及び面会の状況等について、刑事施設の長に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた刑事施設の長は、速やかに面会の継続の可否を決定するものとする。

(面会の場所)

第5条 規則第70条第2項第1号(規則第96条及び第97条第1項において準用する場合を含む。)に規定する法務大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 被收容者が病室に收容されている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、被收容者の心身の状況に照らして、仕切り室を面会の場所とすることが相当でないと認めるべきやむを得ない事情がある場合

(面会の記録)

第6条 面会が行われた場合には、被收容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式(平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令)様式第5号の面会表(以下「面会表」という。)に、面会の日時、面会の相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 立会い又は録音若しくは録画をしなかった場合(第4号に掲げる場合を除く。)その旨(特に必要があるとき(法第112条ただし書及び第116条第2項(これらの規定を法において準用する場合を含む。))に規定する場合を除く。)は、被收容者又は面会の相手方から聴取した面談の要旨)
- (2) 立ち会った場合 その旨及び面談の要旨
- (3) 録音又は録画をした場合(立ち会った場合を除く。) その旨(特に必要があるときは、被收容者若しくは面会の相手方から聴取した面談の要旨又は録音若しくは録画により確認した面談の要旨)
- (4) 被收容者の弁護士等との面会の場合 その旨

第3章 信書の発受

(信書の差止め等の手続等)

第7条 法の規定により信書の検査に当たる職員は、検査の結果、被收容者が発受する信書について、法の規定によりその発受を差し止め、又はその一部を削除し、若しくは抹消する必要があると判断したときは、速やかに、その旨を記載した書面をその信書に添えて、刑事施設の長に報告しなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の報告に係る信書について、法の規定によりその発受の差し止め又はその一部の削除若しくは抹消のいずれかの措置を執る必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める措置を決定するものとする。

- (1) 信書の一部が法に規定する信書の発受の差し止め又はその一部の削除若しくは抹消の措置を執ることができる場合に該当するとき(次号に掲げる場合を除く。) 該当箇所の削除又は抹消
- (2) 信書の全部が法に規定する信書の発受の差し止め又はその一部の削除若しくは抹消の措置を執ることができる場合に該当するとき、これらの措置の対象となる記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合 当該信書の発受の差し止め

3 刑事施設の長は、前項の決定をした場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

(1) 差止めを決定した場合 被収容者に対し、その旨を口頭により告知すること。

(2) 削除を決定した場合 次のイ及びロの措置を執ること。

イ 該当箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を被収容者に交付し、又は発送すること。

ロ 被収容者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。

(3) 抹消を決定した場合 次のイ及びロの措置を執ること。

イ 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を被収容者に交付し、又は発送すること。

ロ 被収容者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。

4 法第128条（法第138条において準用する場合を含む。）の規定により信書の発受を禁止する場合の手續は、信書の発受を差し止める場合に準じて行うものとする。法の規定により死刑確定者が発受することが許されない信書に係る手續についても、同様とする。

（信書の発受の記録）

第8条 被収容者が発受する信書については、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式様式第6号の書信表に、発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するとともに、法の規定により検査を行った場合には、必要に応じ、その信書の要旨を記録するものとする。

第4章 電話による通信

（電話による通信を許す場合）

第9条 刑事施設の長は、規則第83条第1号から第3号までに掲げる事由に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下同じ。）から電話をかける方法により、電話による通信を行うことを許すことができる。

(1) 電話による通信の相手方が法第111条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、処遇上適当と認める場合

(2) 法第96条第1項の規定による外部通勤作業又は法第106条第1項の規定による外出若しくは外泊の実施に係る打合せを行う必要がある場合

(3) 法第85条第1項第2号に掲げる期間において釈放の準備に係る打合せを行う必要がある場合

(4) その他刑事施設の長において前3号に準ずる程度に必要かつ相当と認める場合

2 刑事施設の長は、規則第83条第4号に掲げる事由に該当する場合は、受刑者又は電話による通信の相手方から電話をかける方法により、電話による通信を行うことを許すことができる。

（電話の使用日等）

第10条 刑事施設の長は、刑事施設の管理運営上支障を生ずることのない範囲で、その刑事施設の実情に応じ、受刑者に電話を使用させる日及び時間帯、回数、通話の時間その他電話の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信の相手方の確認等)

第11条 受刑者から電話をかける際には、刑事施設の職員が立ち会って受刑者に電話をかけさせ、又は刑事施設の職員が電話をかけた上で、相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

2 前項の場合において、電話による通信の相手方が不在である等のため通話することができなかったときは、刑事施設の長は、受刑者に対し、改めて当該相手方に電話をかけることを許すものとする。

3 第9条第2項により、電話による通信の相手方から電話をかける際には、刑事施設の職員があらかじめ指定する電話番号に当該相手方から電話をかけさせ、当該相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

(通信内容の確認のための措置)

第12条 法第147条第1項の規定により通信の内容を確認するために執る措置は、傍受又は録音(以下「傍受等」という。)とする。

(通信の一時停止及び終了)

第13条 刑事施設の職員は、法第147条第2項において準用する法第113条第1項各号のいずれかに該当する場合において、受刑者又は電話による通信の相手方に注意を促すことで足りるときは、受刑者又は電話による通信の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 刑事施設の職員は、法第147条第2項において準用する法第113条第1項の規定により電話による通信を一時停止する場合には、いったん電話を切るものとする。

3 刑事施設の職員は、法第147条第2項において準用する法第113条第1項の規定により電話による通信を一時停止した場合には、速やかに、その旨及び通話の状況等について、刑事施設の長に報告しなければならない。

4 刑事施設の長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに電話による通信の再開の可否を決定するものとする。

(電話による通信の記録)

第14条 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の日時、相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる傍受等の有無の別に応じて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

(1) 傍受等をしなかった場合 その旨(特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨)

(2) 傍受した場合(傍受とともに録音した場合を含む。) その旨及び通話の要旨

(3) 録音した場合(傍受した場合を除く。) その旨(特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨又は録音により確認した通話の要旨)

(電話の使用場所)

第15条 電話による通信は、できる限り、他の被収容者が容易に聴取できない場所で行わせるものとする。

第5章 補 則

(外国語による外部交通)

第16条 刑事施設の長は、被収容者が外国語による外部交通を円滑に行うことができる

ようにするため、刑事施設の職員に対する外国語に関する研修の実施、大使館、公使館等に対する協力の要請、通訳又は翻訳に協力する民間の篤志家の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第17条 この訓令中の被収容者に関する規定（第5条及び第4章を除く。）は、労役場留置者及び監置場留置者について準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則（平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令）

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則（平成23年法務省矯成訓第2999号大臣訓令）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。